

地方空港の国際化と植物検疫

国際空港といえば直ちに思い浮かぶのが新東京国際空港、関西国際空港、名古屋空港、福岡空港等の主要空港であるが、最近ではこうした大都市近郊に設置されている大規模な国際空港以外に、地方に設置されている空港でも韓国、香港、中国等の間での国際チャーター便や国際定期便の就航が相次いでおり、多くの空港で国際化が進展している。

国際線の就航に当たっては海外からの人、物の出入りが発生することから、出入国に関する税関、入国管理、人及び動植物に係る検疫が必要となってくる。

これらの空港に植物類を持ち込む際は、植物に有害な病虫害の国内への侵入防止の観点から、植物防疫法に基づき省令で指定されている空港以外には輸入できないこととなっている。具体的には、現在植物が輸入できる空港が25空港、携帯する植物のみが輸入できる空港が8空

港の計33空港が指定されている。空港の指定に際しては、植物検疫に関して空港管理者及び民間の協力体制が十分整備されており、かつ、国際便の運行が年間ある程度見込まれる必要があるが、近年、地方の国際化を目的とし、各地方空港が国際チャーター便及び国際定期便の誘致を競い出したことから指定空港は急増しており、1990年以降20空港が新たに指定されてきた。

これら地方空港は、国際便の運行実績が主要空港に比べ少ないとはいえ、その多くが都市部から離れた郊外に設置されており、一度病虫害が侵入すると生産地に直接被害を及ぼすおそれがあり、その重要性は主要空港と何ら変わらないものである。

今後、空港のハブ化が進むなど地方空港への国際便の乗り入れ増加が進むなかで、植物検疫の重要性は更に高まっている。

海外のニュース カナダで発生したプラムポックスウイルス

2000年春、カナダ・オンタリオ州ナイアガラオンザレイクの2果樹園のネクタリン樹に、カナダ未発生のプラムポックスウイルス(PPV)の感染が確認された。PPVはモモ、ネクタリン、スモモ、アンズ等核果類に感染し、果実の収量・品質を著しく低下させる病原ウイルスで、発生地のヨーロッパや北米において最も重要なウイルスのひとつとされている(本誌16号参照)。

本ウイルスの北米大陸における初発生は、1999年のアメリカ合衆国ペンシルバニア州におけるもので、以来、カナダ政府は同国からのサクラ属植物の輸入を禁止していた。今回カナダで確認されたPPVの系統はペンシルバニアで発生したD系統と同一であり、また、感染が確認されたネクタリン樹は輸入が禁止される以前にペンシルバニア州から輸入されたものである。カナダでのPPV発生確認後、カナダ政府は過去3年以内にペンシルバニア州から輸入されたすべてのサクラ属植物の移動を禁止し、同国内に

おける本ウイルスの発生調査を行った。

その結果、2000年11月14日時点でオンタリオ州の101,009サンプルの内947サンプルに、ノバ・スコティア州の1,377サンプルの内1サンプルにPPVの感染が確認された。

現在、カナダ政府は本ウイルスの制御と撲滅のため、①オンタリオ州に3つの検疫規制地域、ノバ・スコティア州に1つの検疫規制地域を設け、そこからの寄主植物の移動制限、②PPVの発生が確認されたブロック内の寄主植物の除去及びその周囲100mの地帯の集中的調査、③カナダ全国の核果類生産地における発生調査等の措置を実施している。

(参考: <http://inspection.gc.ca/>)

発行所 横浜植物防疫所
〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ☎(045)211-7155
発行人 森田健二
編集責任者 江口寛明
印刷所 内村印刷株式会社